

令和5年 第3回 福岡市選挙管理委員会

2月6日（月） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第1号 福岡市長選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表  
について

議案第2号 福岡市議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式について

議案第3号 福岡市議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒、特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒に押すべき印について

議案第4号 福岡市議会議員一般選挙における印影印刷用公印の使用について

議案第5号 福岡市議会議員一般選挙における公営ポスター掲示場の区画数について

議案第6号 福岡市議会議員一般選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日について

2 報告事項

① 福岡県議会議員一般選挙に係る地方書記室の設置について

② 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

・令和5年2月20日（月） 午前10時30分

・令和5年3月6日（月） 午前10時30分

・令和5年3月20日（月） 午前10時30分

## 議案第 1 号

福岡市長選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

令和 4 年11月20日執行の福岡市長選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のように公表する。

令和 5 年 2 月 6 日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

別紙のとおり

(理由)

公職選挙法第192条第 1 項の規定による。

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年11月20日執行  
福岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 23,597,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	熊丸英治	所属党派	無所属	期 間	11月4日から 12月5日まで	第1回分
出納責任者氏名	熊丸英治					
収入				支出		
主たる寄附 氏名、団体名	職業	寄附額 円		人件費		円
				家屋費		0
				選挙事務所費		0
				集会会場費		0
				通信費		0
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費	1,351,900	
				文具費		0
				食糧費		0
				宿泊費		0
				雑費		976,568
その他の寄附	0件	0				
その他の収入		2,328,468				
今回計		2,328,468		今回計		2,328,468
前回計		—		前回計		—
総計		2,328,468		総計		2,328,468
支出のうち公 費負担相当額	項 目					金額
	ビラの作成					0円
	ポスターの作成					0円
	計					0円

報告書受理年月日	令和4年12月5日	第1回 報告分
----------	-----------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年11月20日執行  
福岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 23,597,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高島 宗一郎	所属党派	無所属	期間	10月23日から 12月5日まで	第1回分
出納責任者氏名	安田 光剛					
収入				支出		
主たる寄附 氏名、団体名				職業	寄附額 円	円
福岡商工連盟					200,000	人件費 630,000
福岡県宅建政治連盟					200,000	家屋費 272,361
福岡市歯科医師連盟					300,000	選挙事務所費 242,361
福岡県歯科医師連盟					200,000	集合会場費 30,000
						通信費 0
						交通費 342,771
						印刷費 1,208,900
						広告費 1,542,420
						文具費 28,307
						食糧費 56,459
						休泊費 0
						雑費 57,495
その他の寄附 0件					0	
その他の収入					8,000,000	
今回計					8,900,000	今回計 4,138,713
前回計					—	前回計 —
総計					8,900,000	総計 4,138,713
		項 目			金額	
支出のうち公 費負担相当額		ビラの作成			490,700 円	
		ポスターの作成			718,200 円	
		計			1,208,900 円	

報告書受理年月日	令和4年12月5日	第1回	報告分
----------	-----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年11月20日執行  
福岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 23,597,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高島 宗一郎	所属党派	無所属	期間	12月6日から 12月7日まで	第2回分
出納責任者氏名	安田 光剛					
収入				支出		
主たる寄附 氏名、団体名				職業	寄附額 円	円
				人件費		0
				家屋費		1,161,420
				選挙事務所費		453,020
				集会会場費		708,400
				通信費		0
				交通費		0
				印刷費		421,600
				広告費		2,010,800
				文具費		0
				食糧費		0
				休泊費		0
				雑費		0
その他の寄附 0件					0	
その他の収入					0	
今回計					0	今回計 3,593,820
前回計				8,900,000		前回計 4,138,713
総計				8,900,000		総計 7,732,533
		項 目			金額	
支出のうち公 費負担相当額		ビラの作成			490,700 円	
		ポスターの作成			718,200 円	
		計			1,208,900 円	

報告書受理年月日	令和4年12月12日	第2回	報告分
----------	------------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年11月20日執行  
福岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 23,597,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高島 宗一郎	所属党派	無所属	期 間	12月8日から 1月5日まで	第3回分
出納責任者氏名	安田 光 剛					
収入	主たる寄附 氏名、団体名	職業	寄附額 円	支出		
				人件費	0	円
				家屋費	0	
				選挙事務所費	0	
				集会会場費	0	
				通信費	7,353	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑 費	0	
	その他の寄附	0 件	0			
	その他の収入		0			
今回計			0	今回計	7,353	
前回計			8,900,000	前回計	7,732,533	
総 計			8,900,000	総 計	7,739,886	
支出のうち公 費負担相当額	項 目				金額	
	ビラの作成				490,700 円	
	ポスターの作成				718,200 円	
計				1,208,900 円		

報告書受理年月日	令和5年1月11日	第3回	報告分
----------	-----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年11月20日執行  
福岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 23,597,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高島 宗一郎	所属党派	無所属	期 間	1月6日から 1月20日まで	第4回分
出納責任者氏名	安田 光 剛					
収入				支出		
主たる寄附 氏名、団体名	職業	寄附額 円		人件費		円
				家屋費		0
				選挙事務所費		0
				集会会場費		0
				通信費		0
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
				食糧費		0
				休泊費		0
				雑 費		28,495
その他の寄附	0件	0		今回計		28,495
その他の収入		0		前回計		7,739,886
今回計		0		総 計		7,768,381
前回計		8,900,000				
総 計		8,900,000				
支出のうち公 費負担相当額	項 目					金額
	ビラの作成					490,700 円
	ポスターの作成					718,200 円
計					1,208,900 円	

報告書受理年月日	令和5年1月24日	第4回	報告分
----------	-----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年11月20日執行  
福岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 23,597,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	田中慎介	所属党派	無所属	期間	10月21日から 12月5日まで	第1回分
出納責任者氏名	田中慎介					
収入				支出		
主たる寄附 氏名、団体名 職業 寄附額 円				円		
福岡の新時代をつくる会 2,680,264				人件費	645,000	
				家屋費	527,864	
				選挙事務所費	527,864	
				集合会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	42,380	
				印刷費	1,462,400	
				広告費	877,890	
				文具費	0	
				食糧費	55,880	
				休泊費	0	
				雑費	50,600	
その他の寄附 0件 0						
その他の収入 0						
今回計 2,680,264				今回計	3,662,014	
前回計 —				前回計	—	
総計 2,680,264				総計	3,662,014	
		項 目		金額		
支出のうち公 費負担相当額		ビラの作成		482,300 円		
		ポスターの作成		800,800 円		
		計		1,283,100 円		

報告書受理年月日	令和4年12月5日	第1回 報告分
----------	-----------	---------



(関係法令)

## ○公職選挙法

(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)

第189条 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第185条第1項各号に掲げる事項を記載した報告書を、前条第1項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し（同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し）を添付して、次の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に提出しなければならない。

- 一 当該選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内に
  - 二 前号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に
- 2 前項の報告書の様式は、総務省令で定める。
  - 3 第1項の報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

(報告書の公表、保存及び閲覧)

第192条 第189条の規定による報告書を受理したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

- 2 前項の規定による公表は、中央選挙管理会にあつては官報により、参議院合同選挙区選挙管理委員会にあつては各合同選挙区都道府県の公報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会にあつてはそのあらかじめ告示をもつて定めたところの周知させやすい方法によつて行う。
- 3 第189条の規定による報告書は、当該報告書を受理した選挙管理委員会、参議院合同選

挙区選挙管理委員会又は中央選挙管理会において、受理した日から3年間、保存しなければならない。

- 4 何人も、前項の期間内においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

## ○公職選挙法施行規則

（要旨の公表の様式）

第24条 前条の規定によつて提出された報告書の要旨を法第192条第1項及び第2項の規定によつて公表する場合は、別記第32号様式に準じてしなければならない。

第32号様式（報告書の要旨の公表の様式）

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 何年何月何日執行 何選挙(何選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する  
支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) \_\_\_\_\_ 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	候補者届出政党、参議院名 簿届出政党等又は所属党派	期間	何月何日から 何月何日まで
出納責任者 氏名			第何回分

収入 主たる寄附 (氏名) (職業) (寄附額) (団体名)  何某何何何 何某何何何  その他の 寄附 何件 何  その他の 収入 今回計 何 前回計 何 総計 何	支出 人件費 円 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑費 今回計 前回計 総計
--	--

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相 当額	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	政見放送のための録画等	円
	計	円

報告書受理年月日	何年何月何日 第何回報告分
----------	---------------

#### 備考

- 1 各候補者の記載の順序は、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては「あいうえお」順とし、参議院比例代表選出議員の選挙においては参議院名簿届出政党等毎に「あいうえお」順とする。
- 2 「候補者届出政党、参議院名簿届出政党等又は所属党派」の欄には、衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、法第86条第1項の規定による届出があつたときは候補者届出政党の名称を、同条第2項又は第3項の規定による届出があつたときは候補者の所属する党派名を記載するものとし、参議院比例代表選出議員の選挙においては、参議院名簿届出政党等の名称を記載するものとし、その他の選挙(衆議院比例代表選出議員の選挙を除く。)においては、公職の候補者の所属する党派名を記載するものとする。
- 3 「主たる寄附」の欄には、寄附のうち寄附者別の寄附額が衆議院小選挙区選出議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙にあつては3万円以上のもの、その他の選挙にあつては1万円を超えるものについて記載するものとし、「その他の寄附」の欄には、これらの寄附以外の寄附について、その総計を何件 何円と一括記載するものとする。
- 4 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、支出の各欄ごとに外書として括弧を付して記載するものとする。

## 議案第2号

福岡市議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を別紙のように定めるもの。

令和5年2月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

(理由)

公職選挙法第45条第2項の規定による。

(別紙)

1 一般投票用紙

<p>こうほしやしめい 候補者氏名</p>	<p>令和五年執行 福岡市議会議員一般選挙投票</p>
	<p>市議</p>
	<p>注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
	<p>印</p>

備考

- 1 用紙は薄い黄色とし、黒色で印刷するものとする。
- 2 用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横80ミリメートルとするものとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）の黒色とし、かつ、刷り込むものとする。

2 点字投票用紙

<p>こうほしやしめい 候補者氏名</p>	<p>令和五年執行 福岡市議会議員一般選挙投票</p>
	<p>市議</p>
	<p>注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
	<p>点字投票 印</p>

備考

- 1 用紙は橙色とし、黒色で印刷するものとする。
- 2 用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横80ミリメートルとするものとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）の黒色とし、かつ、刷り込むものとする。
- 4 「令和五年執行」の文字の行の位置に、「しぎかいぎいんせんきょ」と点字で表示するものとする。

(関係法令)

## ○公職選挙法

(投票用紙の交付及び様式)

第45条 投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならない。

- 2 投票用紙の様式は、衆議院議員又は参議院議員の選挙については総務省令で定め、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

(点字投票)

第47条 投票に関する記載については、政令で定める点字は文字とみなす。

## ○公職選挙法施行令

(点字投票)

第39条 法第47条の規定によつて盲人が投票に関する記載に使用することができる点字は、別表第一で定める。

- 2 盲人である選挙人は、点字によつて投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。

### 議案第3号

福岡市議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒に押すべき印について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒に押すべき印を次のように定めるもの。

令和5年2月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣隊員の不在者投票用外封筒に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）とし、かつ、刷り込むものとする。

（理由）

公職選挙法施行規則第8条の規定による仮投票用封筒の様式について定めた別記第9号様式の備考3、第10条の規定による不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第11号様式の備考2、第10条の5の規定による郵便等による不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第13号様式の7の備考1及び第10条の5の4の規定による特定国外派遣組織の不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第13号様式の7の3の備考2においてそれぞれ準用する別記第5号様式の備考6の規定による。



(関係法令)

## ○公職選挙法施行規則

別記第5号様式 (衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)

図、備考1～5 (略)

備考6 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。(以下 略)

別記第9号様式 (仮投票用封筒の様式)

図、備考1・2 (略)

備考3 封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第5号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考5及び6に準ずる。(以下 略)

別記第11号様式 (令第53条第1項及び第54条第1項の規定による投票用封筒の様式)

図、備考1 (略)

備考2 外封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第5号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考5及び6並びに第6号様式(船員の不在者投票における投票用紙の様式)の備考4に準ずる。(以下 略)

別記第13号様式の7 (郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式)

図 (略)

備考1 外封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第5号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考5及び6に準ずる。(以下 略)

別記第13号様式の7の3 (特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の様式)

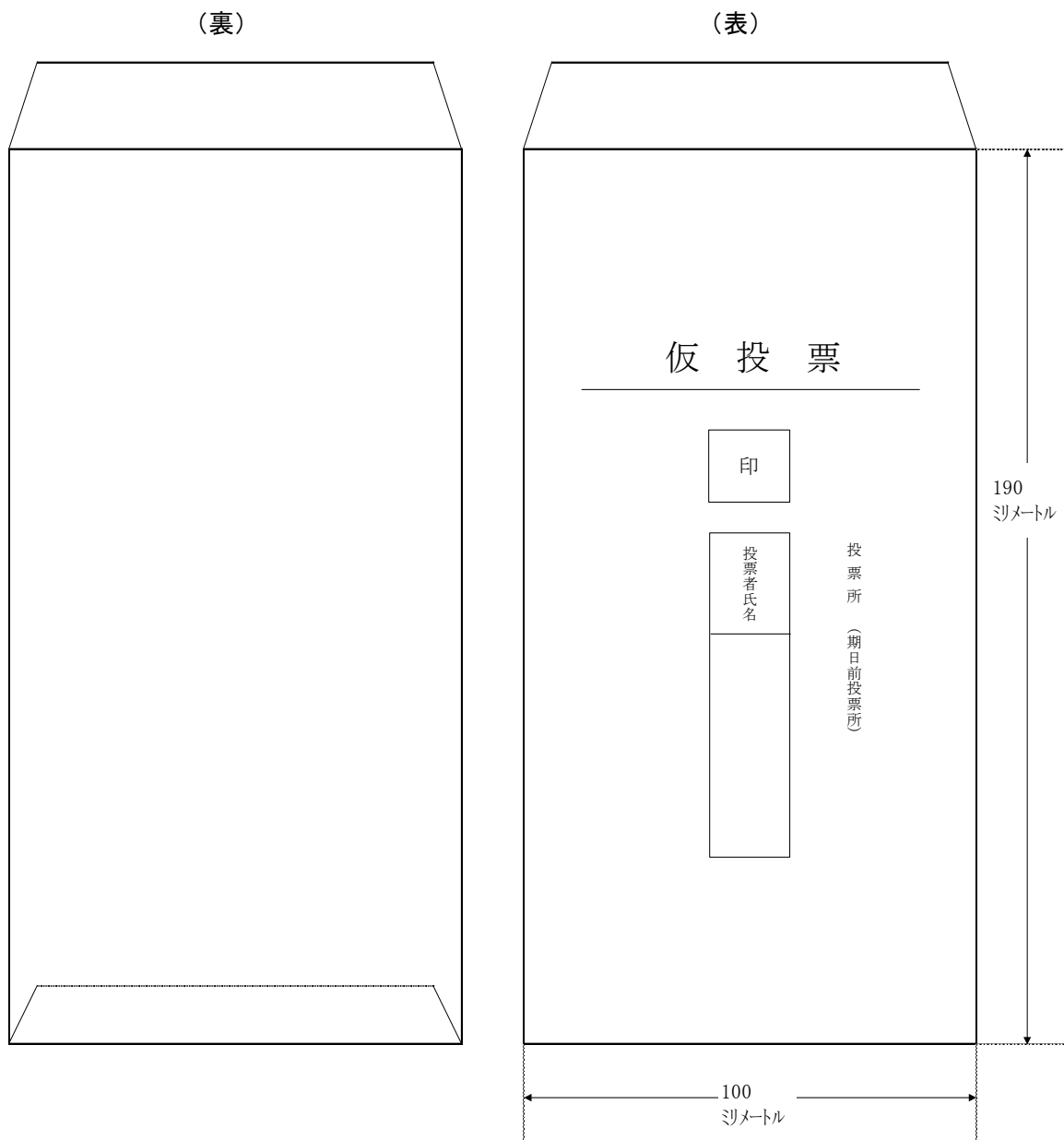
図、備考1 (略)

備考2 外封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第5号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考5及び6並びに第6号様式(船員の不在者投票における投票用紙の様式)の備考4に準ずる。(以下 略)

(参考) 令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用封筒の様式

### 1 仮投票用封筒

公職選挙法施行規則第8条の規定による仮投票用封筒の様式について定めた別記第9号様式による。



#### 備考

- 1 封筒の色は黄色とし、黒色で印刷するものとする。
- 2 封筒に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）とし、かつ、黒色で刷り込むものとする。

## 2 不在者投票用外封筒

公職選挙法施行規則第10条の規定による不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第11号様式による。

(裏)

(表)

190  
ミメートル

100  
ミメートル

### 備考


- 1 封筒の色は黄色とし、黒色で印刷するものとする。
- 2 封筒に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）とし、かつ、黒色で刷り込むものとする。

### 3 郵便等による不在者投票用外封筒

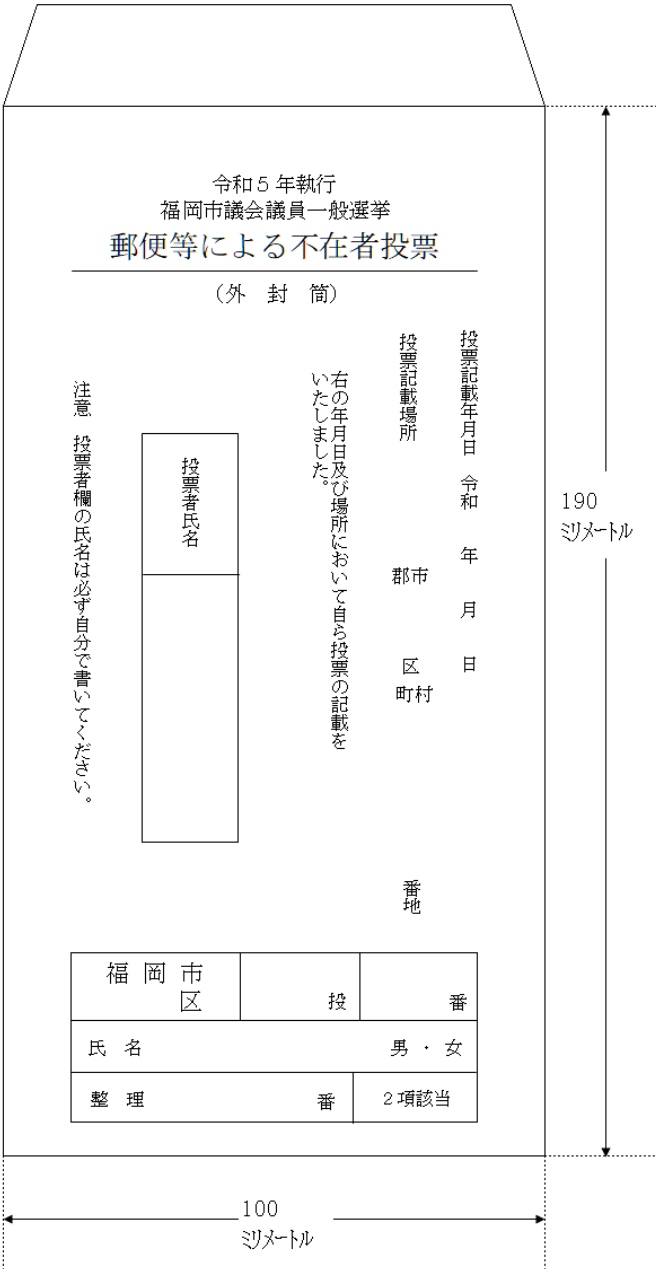
#### (1) 一般用

公職選挙法施行規則第10条の5の規定による郵便等による不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第13号様式の7による。

(裏)



(表)



190  
ミメートル

100  
ミメートル

#### 備考

- 1 封筒の色は黄色とし、赤色で印刷するものとする。
- 2 封筒に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）とし、かつ、赤色で刷り込むものとする。

(2) 代理記載用

公職選挙法施行規則第10条の5の規定による郵便等による不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第13号様式の7による。

(裏)

(表)

投票記載年月日 令和 年 月 日

投票記載場所 郡市 区 町村

番地

令和5年執行  
福岡市議会議員一般選挙  
郵便等による不在者投票  
(代理記載用)

(外封筒)

注意  
投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。  
また、代理記載人欄の氏名は、代理記載人が必ず  
自分で書いてください。

右の年月日及び場所において次の代理記載人をして  
投票の記載をさせました。

代理記載人氏名	投票者氏名

福岡市区	投	番
氏名	男・女	
整理	番	2項該当

190  
ミメートル

100  
ミメートル

備考

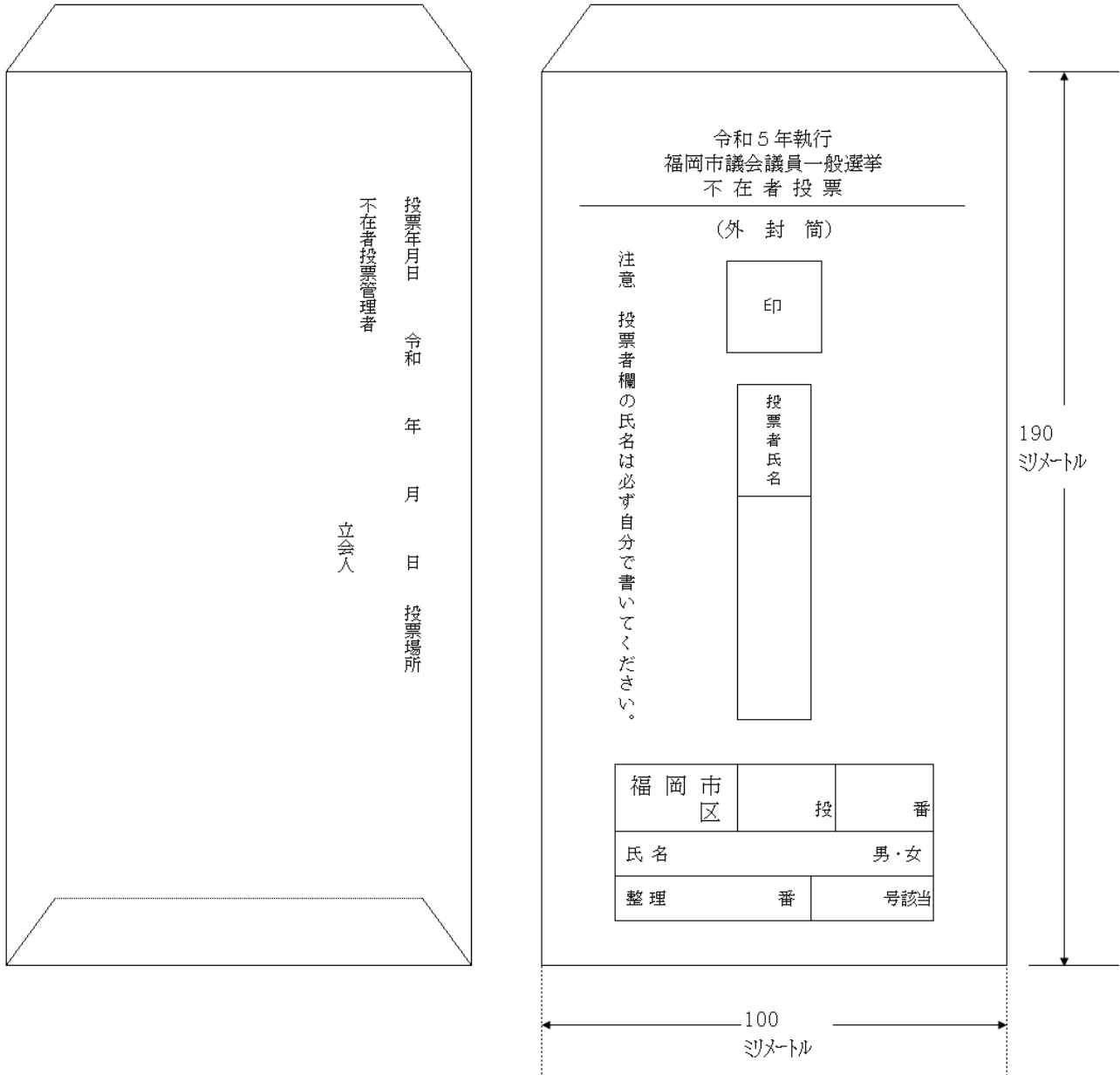
- 1 封筒の色は黄色とし、青色で印刷するものとする。
- 2 封筒に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）とし、かつ、青色で刷り込むものとする。

4 特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒

公職選挙法施行規則第10条の5の4の規定による特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第13号様式の7の3による。

(裏)

(表)



備考

- 1 封筒の色は橙色とし、黒色で印刷するものとする。
- 2 封筒に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）とし、かつ、黒色で刷り込むものとする。

議案第4号

福岡市議会議員一般選挙における印影印刷用公印の使用について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙において、次のように印影印刷用公印を使用することとし、告示するもの。

令和5年2月6日

福岡市選挙管理委員会  
委員長 稲 員 大三郎

印刷物の名称	色	印影印刷用公印の名称	ひな形	形状	大きさ	用途
投票用紙	黒	選挙管理委員会印	福岡市選挙管理委員会	正方形	20ミリメートル	選挙
仮投票用封筒	黒					
不在者投票用外封筒	黒					
郵便等による不在者投票用外封筒	赤					
郵便等による不在者投票用外封筒 (代理記載用)	青					
特定国外派遣隊員の不在者投票用外封筒	黒					
政談演説会告知用表示	赤					
選挙用拡声機表示	赤	選挙管理委員会印	福岡市選挙管理委員会	正方形	50ミリメートル	選挙
選挙運動用自動車(船舶)用表示	赤					
街頭演説標旗	赤					
街頭演説運動員腕章	赤					
自動車(船舶)乗車(船)用腕章	赤					
政治活動用自動車表示	赤					

(理由)

福岡市選挙管理委員会規程第28条及び福岡市公印規則第9条の規定による。

(関係法令)

## ○福岡市選挙管理委員会規程

(公印)

第27条 委員会、委員長、委員長職務代理者及び事務局長の公印の名称、書体、形状、大きさ、管守者及び用途は別表第1のとおりとし、そのひな形は別表第2のとおりとする。

2 (略)

(公印の取扱い)

第28条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

## ○福岡市公印規則

(印影印刷)

第9条 市、市長、区長又は福祉事務所に係る公印を使用すべき文書で、一定の字句若しくは内容のものを多数印刷するもの又は市長が必要と認めたものについては、第6条に規定する公印の押印に代えて、公印の印影又はこれを伸縮した印影(以下この条において「印影」という。)を印刷することができる。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定により印影を印刷した文書(以下「印影印刷物」という。)及び印影印刷用公印の名称並びに印影のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。

4 (略)



## 議案第5号

福岡市議会議員一般選挙における公営ポスター掲示場の区画数について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙における公営ポスター掲示場の区画数を次のように定める。

令和5年2月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

選挙区	区画数
東 区	2 1
博多区	1 8
中央区	1 8
南 区	2 1
城南区	1 5
早良区	1 8
西 区	1 8

(理由)

福岡市選挙ポスター掲示場設置規程第2条第2項の規定による。

(関係法令)

## ○福岡市選挙ポスター掲示場設置規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、福岡市選挙ポスター掲示場設置条例（昭和58年福岡市条例第5号。以下「条例」という。）に規定するポスターの掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項を定めるものとする。

(ポスター掲示面の様式)

**第2条** (略)

2 前項のポスター掲示面の掲示区画（以下「掲示区画」という。）の数は、福岡市選挙管理委員会（以下「市の委員会」という。）がそのつど定めるものとする。

【福岡市議会議員一般選挙の立候補者見込み】

単位：人

選挙区	令和5.4.9執行			平成31.4.7執行		平成27.4.12執行	
	定数	立候補者見込数	ポスター掲示場区画数	定数	立候補者数	定数	立候補者数
東区	12	16	21	12	17	12	17
博多区	9	11	18	9	11	9	10
中央区	7	11	18	7	10	7	12
南区	11	12	21	11	16	11	13
城南区	6	9	15	6	11	6	8
早良区	9	12	18	9	13	9	10
西区	8	13	18	8	11	8	10
計	62	84		62	89	62	80

※ ポスター掲示場区画数は、立候補者見込数に4（予備）を加えた数の直近上位の数を基本とした3の倍数の数を基本とし、過去の実績を踏まえた数とする。

## 議案第6号

福岡市議会議員一般選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙において、公職の候補者が公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のように定め、告示する。

令和5年2月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

公職の候補者が立候補の届出をした日

(理由)

公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定による。

(関係法令)

## ○公職選挙法

(ポスター掲示場)

**第144条の2** 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。

2～4 （略）

5 公職の候補者は、第1項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定め、あらかじめ告示する日から第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターそれぞれ1枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6・7 （略）

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第143条第1項第5号のポスターの掲示場を設けることができる。

9 （略）

10 第3項から第7項までの規定は、第8項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

# 報告事項 1

公印省略

4 選管第 579 号  
令和 5 年 1 月 16 日

関係市選挙管理委員会委員長 殿

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

福岡県議会議員一般選挙に係る地方書記室の設置及び選挙長事務等の管理  
執行について（依頼）

貴委員会におかれましては、日頃から各種の選挙の管理執行について、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、従前から福岡県議会議員一般選挙に関する事務を適正かつ円滑に管理執行するため、関係市区選挙管理委員会に地方書記室を設置し、選挙長事務等  
を処理していただいております。令和 5 年 4 月 9 日執行予定の福岡県議会議員一般選挙につき  
ましても、これらの事務の管理執行に万全を期すため、別紙のとおり「福岡県議会議員一  
般選挙執行要領」を定め、地方書記室において、選挙長事務等を処理していただきたいと  
考えております。

つきましては、御多忙中誠に恐れ入りますが、この趣旨を御理解の上、御協力くださる  
ようお願いいたします。

なお、御承諾の上は、下記により別添「職員の身分取扱い等に関する協定書」（以下、「協  
定書」という。）及び別紙様式 1 から別紙様式 5 について、「協定書」「別紙様式 2-1」及  
び「別紙様式 2-2」は書面により、その他の様式は電子メール（Excel ファイル）によ  
り、令和 5 年 1 月 27 日（金）までに御返送くださるようお願いいたします。

## 記

### 1 「協定書」について

別添「協定書」に記名押印の上、1 通を御返送願います。

### 2 職員の職務専念義務の免除について

協定書第 5 条の規定により、福岡県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の地  
方書記長及び地方書記に任命した貴選挙管理委員会（以下「貴委員会」という。）の職員  
（兼務職員）が選挙長事務又は県委員会の事務に従事する場合、その間に限り、貴委員  
会の職員としての職務に専念する義務を免除していただくことが必要になります。

職務に専念する義務の免除に係る手続については、貴委員会の所定の方法によりま  
すが、参考までに書式例を添付します。

### 3 職員の推薦について

県委員会の地方書記長及び地方書記に任命すべき貴委員会の職員（書記長（事務局長）を含む。）を、別紙様式1により御推薦願います。

### 4 選挙長及び選挙長職務代理者の選任の承諾について

「福岡県議会議員一般選挙執行要領」に基づいて、原則として貴職を選挙長に、貴委員会の書記長（事務局長）をその職務代理者に選任したいと考えております。

このことについては、県委員会に諮って選任することになりますが、あらかじめ貴職及び貴委員会の書記長（事務局長）の承諾を得ておく必要がありますので、別紙様式2-1及び別紙様式2-2により承諾書を御返送願います。

選挙管理委員会書記長（事務局長）が退職予定者の場合は、委員長以外の選挙管理委員等を選挙長職務代理者に選任するようお願いいたします。

### 5 選挙長事務を取り扱う場所について

前記4のとおり貴職に福岡県議会議員一般選挙の選挙長を依頼する予定ですが、この場合、当委員会は、選挙長事務を取り扱う場所をあらかじめ関係者等に周知し、告示する必要がありますので、別紙様式3によりその場所（所在地）を御報告願います。

### 6 選挙会を開催すべき場所及び日時について

選挙会を開催すべき場所及び日時については、当委員会があらかじめ告示することになりますので、その場所及び日時について、別紙様式4により御報告願います。

なお、郡部単独の選挙区については、令和5年4月11日（火）午前中に選挙会を開催するよう御配慮願います。

### 7 立候補届出等事前審査について

事前審査の日時、会場及び電話番号については、立候補予定者等からの問合せがありますので、当該情報について別紙様式5により御報告願います。

なお、事前審査では、立候補予定者等が持参した届出書類等をコピーした上で実施していただくこととしておりますので、遺漏のないようお願いいたします。

### 8 電子データ（Excel ファイル）の名称

書記室情報（市区町村番号＋市区町村名）

（例）書記室情報（01 門司区）

書記室情報（15 大牟田市）

担当：浜崎

電話：092-643-3077

E-mail：hamasaki-j9439@ref.fukuoka.lg.jp

## 福岡県議会議員一般選挙執行要領

令和5年4月9日執行（予定）の福岡県議会議員一般選挙を円滑かつ適正に執行するため、次のとおり執行要領を定める。

### I 組織

#### 1 地方書記室の設置

- (1) 福岡県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の事務の一部を処理するため、別記のとおり関係市区選挙管理委員会（以下「関係市区委員会」という。）内に地方書記室を置く。
- (2) 各地方書記室の名称は、「〇〇市（区）地方書記室」とし、その担当する選挙区は、別記の定めるとおりとする。
- (3) 地方書記室に地方書記長を置くこととし、別に協議して定めるところにより、当該関係市区委員会の書記長（事務局長）を任命するものとする。
- (4) 地方書記室に地方書記を置くこととし、別に協議して定めるところにより、当該関係市区委員会等の職員のうちから任命するものとする。

#### 2 選挙長及びその職務代理者

原則として、地方書記室を置いた関係市区委員会の委員長を当該地方書記室が担当する選挙区選挙長に、当該関係市区委員会の書記長（事務局長）をその職務代理者に選任する。

### II 地方書記室が所掌する事務

#### 1 選挙長事務の処理

- (1) 選挙長事務は、当該地方書記室において処理するものとし、当該地方書記室の書記長及び地方書記は、その事務を補助執行するものとする。
- (2) 県委員会の委員長が必要と認めるときは、選挙長事務を補助執行させるため、県委員会の書記を地方書記室に派遣することができる。

#### 2 地方書記室において処理する事務

- (1) 選挙長事務の補助執行に関する事項
  - ① 立候補届、届出事項の異動届及び立候補辞退届を受理し、その旨を県委員会に報告すること。
  - ② 立候補届を受理された候補者に対し、選挙長が発行する次の証明書等を交付すること。
    - ア 候補者用通常葉書使用証明書
    - イ 新聞広告掲載証明書
    - ウ 選挙運動用通常葉書差出票
  - ③ 候補者の被選挙権の調査
  - ④ 候補者の氏名等を、関係する市区町村選挙管理委員会の委員長及び市区町村長に通知すること。
  - ⑤ 選挙立会人になるべき者の届出の受理、決定、選任及び通知に関すること。

- ⑥ 選挙会を開催し、その結果を県委員会に報告すること。
- (2) 県委員会の事務の補助執行に関する事項
  - ① 立候補届出等に関する事前審査
  - ② 候補者に対する次の公営物資及び各種証明書の交付
    - ア 選挙運動用自動車及び船舶の表示
    - イ 選挙運動用拡声機の表示
    - ウ 街頭演説用標旗
    - エ 自動車船舶乗車乗船用腕章
    - オ 街頭演説用腕章
    - カ 選挙運動用ビラ証紙
    - キ その他参考資料
  - ③ 候補者のポスターの見本の徴収
  - ④ 候補者の選挙運動用ビラの見本の徴収
  - ⑤ 政治活動用ポスターの検印
  - ⑥ 選挙事務所設置届及び異動届の受理並びに県委員会への報告
  - ⑦ 出納責任者選任届及び異動届の受理並びに県委員会への報告
  - ⑧ 報酬を支給する選挙運動に従事する者の届出の受理及び県委員会への報告
  - ⑨ 選挙公営（選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及びビラ作成）に係る事項
    - ア 契約届出書等の審査、受付及び確認書の交付
    - イ 支払請求に係る添付書類等の審査、受付及び当該書類の福岡県（企画・地域振興部行財政支援課）への送付
  - ⑩ 違反文書図画に係る所轄警察署からの現認書の受理、立候補届出時の候補者等への撤去命令書等及び現認書の交付、その他違反文書図画への撤去命令等の発出
  - ⑪ 選挙公報に係る事項
    - 選挙公報掲載申請書の受理及び県委員会への報告
  - ⑫ その他県委員会が特に定める事項

### Ⅲ 投票及び開票の速報

投票及び開票の速報は、県委員会と市区町村選挙管理委員会との間において直接に行うものとする。

郡部選挙区の投票及び開票の状況については、県委員会から適宜、当該選挙長に通報するものとする。

### Ⅳ 経費

Ⅱに掲げる事務を処理するために要する経費は、別途定める基準に基づき算定することとし、原則として、県議会議員選挙に係る執行経費に加算して交付するものとする。（詳細については別途通知）



## 地方書記室一覧

地方書記室を設置する市区		選挙区名	地方書記室を設置する市区		選挙区名	
1	北九州市	北九州市門司区	北九州市門司区	21	八女市	八女市・八女郡
2		北九州市小倉北区	北九州市小倉北区	22	筑後市	筑後市
3		北九州市小倉南区	北九州市小倉南区	23	大川市	大川市・三潞郡
4		北九州市若松区	北九州市若松区	24	行橋市	①行橋市 ②京都郡
5		北九州市八幡東区	北九州市八幡東区	25	豊前市	築上郡・豊前市
6		北九州市八幡西区	北九州市八幡西区	26	中間市	①中間市 ②遠賀郡
7		北九州市戸畑区	北九州市戸畑区	27	小郡市	小郡市・三井郡
8	福岡市	福岡市東区	福岡市東区	28	筑紫野市	筑紫野市
9		福岡市博多区	福岡市博多区	29	春日市	春日市
10		福岡市中央区	福岡市中央区	30	大野城市	大野城市
11		福岡市南区	福岡市南区	31	宗像市	宗像市
12		福岡市城南区	福岡市城南区	32	太宰府市	太宰府市
13		福岡市早良区	福岡市早良区	33	古賀市	①古賀市 ②糟屋郡
14		福岡市西区	福岡市西区	34	福津市	福津市
15	大牟田市	大牟田市	35	宮若市	宮若市・鞍手郡	
16	久留米市	久留米市・うきは市	36	嘉麻市	嘉麻市	
17	直方市	直方市	37	朝倉市	朝倉市・朝倉郡	
18	飯塚市	飯塚市・嘉穂郡	38	みやま市	みやま市	
19	田川市	①田川市 ②田川郡	39	糸島市	糸島市	
20	柳川市	柳川市	40	那珂川市	那珂川市	

## 職員の身分取扱い等に関する協定書

令和5年4月9日執行予定の福岡県議会議員一般選挙に関して、福岡県選挙管理委員会が行う事務の一部を処理するため、福岡県選挙管理委員会を甲とし、福岡市選挙管理委員会を乙とし、福岡市 区選挙管理委員会を丙とし、甲乙丙の協議により、次のとおり定めるものとする。

(兼務の発令及び期間)

第1条 甲は、丙の推薦に基づき、丙の職員を、甲の職員に任命し、甲の事務を処理させるものとする。

2 丙の職員で甲の職員に任命された者（以下「兼務職員」という。）の兼務の期間は、甲の辞令の交付をもって定めるものとする。

(兼務職員の処理する事務)

第2条 兼務職員が処理する事務は、別に定めるところによるものとする。

2 兼務職員は、甲の事務の処理に当たっては、甲の指示に従うものとする。

3 甲が前項の指示をする場合は、乙と協議するものとする。

(給与及び旅費)

第3条 兼務職員の給料、手当及び旅費は、乙及び丙が支給するものとする。

(勤務時間等)

第4条 兼務職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、丙の関係規定を適用するものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第5条 丙は、兼務職員が甲の事務に従事する場合は、その間に限り、兼務職員の丙の職員としての職務に専念する義務を免除するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、兼務職員の兼務の期間に限り、効力を有するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙丙の協議の上、定めるものとする。

2 甲丙間における文書の送受については、乙を経由して行うものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 福岡県選挙管理委員会  
委員長 藤井克巳 印

乙 福岡市選挙管理委員会  
委員長 印

丙 福岡市 区選挙管理委員会  
委員長 印

## 報告事項2

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

### 記

#### 交付数

##### 1 市議会議員選挙

(1) 候補者等用 5人（全交付数 81人）

(2) 後援団体用 1団体（全交付数 81団体）

##### 2 市長選挙

(1) 候補者等用 0人（全交付数 0人）

(2) 後援団体用 0団体（全交付数 0団体）